

令和2年5月15日

破産手続開始決定のご連絡

関係者各位

破 産 者 エクスリム株式会社

破産管財人 弁護士 和泉 宏陽

1 はじめに

エクスリム株式会社（東京都新宿区新宿2丁目11番2号、代表者代表取締役 岡本浩、以下「破産者」といいます）は、令和2年5月14日午後2時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け（事件番号：令和2年（フ）第2859号）、破産管財人として当職が選任されました。

これにより、エクスリム株式会社の店舗管理、顧客管理、在庫管理等の財産管理処分に関する一切の権限は、当職に帰属することとなりました。

今後は、当職において、裁判所の監督の下、破産者の資産の換価処分を行い、配当が可能な場合には、債権調査の上、配当を行う予定ですので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

今後の情報提供につきましては、適宜、郵便でのご連絡に加え、ウェブサイト（<http://www.shinwa-law.jp/xslim/xslim.html>）でも行う予定です。

2 お問合せ先及び方法について

債権者多数のため、破産管財人へのご連絡・お問合せ等は、原則としてEメール又はご郵送にてお願いしております。

何卒ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

【メールアドレス】 xslim@shinwa-law.jp

【郵送先】 〒104-0031

東京都中央区京橋 1-1-1 八重洲ダイビル5階

真和総合法律事務所

エクスリム株式会社 破産管財人室

以上